

参考1 老発第0406第13号抄

老発第0406第13号

平成24年4月6日

都道府県知事殿

厚生労働省老健局長

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律等の施行について

「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）」については、平成23年6月22日に公布され、一部の規定を除き、平成24年4月1日から施行することとされている。

また、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号。以下「地域の自主性及び自立性を高めるための改革整備法」という。）」については、平成23年5月2日に公布され、この法律のうち、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に係る部分は、平成24年4月1日から施行することとされている。

さらに、これらの施行のため、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成23年政令第376号）等の関係法令がすでに制定されているところであるが、「介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第131号）」が本日公布及び施行されたところである。

これらの改正の内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

## 記

### 第一 改正の趣旨

我が国の介護保険制度については、制度施行後10年が経過し、サービスの利用者数が施行当初の約3倍となるなど、高齢者の暮らしを支える制度として定着している。一方で、今後の急速な高齢化の進行に伴い、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の増加、単身・高齢者のみ世帯の増加への対応、介護人材の確保等が喫緊の課題となっている。このような中で、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようにするためには、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築が必要である。このため、24時間対応の定期巡回・随時対応型訪

問介護看護等の新たなサービスの創設、介護福祉士や研修を受けた介護職員によるたんの吸引等の実施、介護療養型医療施設の転換期限の延長、保険料率の増加の抑制のための財政安定化基金の取崩し、介護福祉士の資格取得方法の見直しの延期、有料老人ホーム等における利用者保護規定の創設、市民後見人の育成の推進等の所要の改正を行うこととした。

## 第二 改正の内容

### 第1 介護保険法等の一部改正

#### 一 国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護サービスに関する施策、介護予防のための施策及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならないものとする。 (法第5条第3項関係)

#### 二 省略

#### 三 新たなサービスの創設

##### 1 地域密着型サービスへの追加

地域密着型サービスに「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」及び「複合型サービス」を追加するものとする。指定地域密着型サービス事業者から、これらのサービスを受けたときは、地域密着型介護サービス費を支給するものとする。 (法第8条第14項及び第42条の2第2項関係)

##### 2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(1) 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とは、次のいずれかに該当するものをいうものとする。 (法第8条第15項関係)

ア居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、その者の居宅において、介護福祉士その他法第8条第2項の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものを行うとともに、看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行うこと。ただし、療養上の世話又は必要な診療の補助にあつては、主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めた居宅要介護者についてのものに限る。

イ居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、訪問看護を行う事業所と連携しつつ、その者の居宅において介護福祉士その他法第8条第2項の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるものを行うこと。

(2) 居宅要介護者について行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて、厚生労働省令で定めるものは、入浴、排せつ、食事等の介護、これらに

付随して行われる調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話とすること。

(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第17条の2関係)

(3) 療養上の世話又は必要な診療の補助を行う看護師その他厚生労働省令で定める者は、保健師、准看護師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士とすること。(施行規則第17条の2の2関係)

(4) 主治医が療養上の世話又は必要な診療の補助の実施を判断する際の基準として厚生労働省令で定める基準について、病状が安定期にあり、居宅において看護師又は前条に規定する者が行う療養上の世話又は必要な診療の補助を要することとすること。(施行規則第17条の2の3関係)

### 3 複合型サービス

(1) 「複合型サービス」とは、居宅要介護者について、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を二種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるものをいうものとする。 (法第8条第22項関係)

(2) 複合型サービスの組合せは訪問看護と小規模多機能型居宅介護の組合せとすること。(施行規則第17条の10及び第65条の3の2関係)

## 四～五省略

### 六介護サービス事業者の労働法規の遵守に関する事項

1 都道府県知事又は市町村長は、次のいずれかに該当する者については、介護サービス事業者の指定等をしてはならないものとする。 (法第70条第2項、第78条の2第4項、第79条第2項、第86条第2項、第94条第3項、第115条の2第2項、第115条の12第2項及び第115条の22第2項関係)

(1) 労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金刑に処せられ、その執行を終わるまでの者、又は執行を受けることがなくなるまでの者(2) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律により納付義務を負う保険料等の滞納処分を受け、引き続き滞納している者

2 都道府県知事又は市町村長は、介護サービス事業者が1(1)に該当するに至った場合には、指定の取消し等を行うことができるものとする。 (法第77条第1項、第78条の1

0、第84条第1項、第92条第1項、第104条第1項、第115条の9第1項、第115条の19及び第115条の29関係)

3法第70条第2項第5号の2等において指定居宅サービス事業者等の欠格事由として規定される労働に関する法律の規定であって政令で定めるものは、労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）で定める規定のうち、賃金の支払等に係るものとする。こと。（施行令第35条の3関係）

七～十一省略

十二その他

1地域の自主性及び自立性を高めるための改革の趣旨に沿って、申請者の法人格の有無に係る基準の条例委任、指定介護老人福祉施設等の入所定員に係る基準の条例委任及び市町村介護保険事業計画等の記載事項の努力義務化等を行うこと。

（詳細は第8において記載）

2～4 省略

第2 老人福祉法の一部改正

一 事業及び市町村老人福祉計画等に関する事項

1～2 省略

3 老人福祉法に基づく複合型サービス福祉事業は、訪問看護と小規模多機能型居宅介護の組み合わせにより提供されるサービスのうち、小規模多機能型居宅介護にかかるものとする。こと。（老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）第1条の6の2関係）

二～三 省略

四 その他

1 省略

2 その他所要の規定の整備を行うこと。

第3 省略

第4 健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正

一 介護療養型医療施設について、平成24年4月1日の時点で指定を受けているものについては、平成30年3月31日までの間、介護療養型医療施設に係る規定は、なおその効力を有するものとする。こと。（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2関係）

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

※ なお、平成24年度以降も存続する介護療養型医療施設について、以下に掲げる改正を行うこととしたこと。（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する

法律（以下「改正法」という。）附則第37条、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第13条及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成24年厚生労働省令第10号）附則第20条関係）

- ・ 指定都道府県事務受託法人に関する制度の創設（法第24条の3、第205条、第208条及び第213条）
- ・ 指定の欠格事由への労働法規及び労働保険料に係る事項の追加（法第107条第3項）
- ・ 市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の見直し（法第117条及び第118条）
- ・ 介護サービス情報の報告及び公表に関する事項の見直し（法第115条の35、第115条の36、第115条の42及び第115条の44）
- ・ 大都市特例の創設（第203条の2）

## 第5 省略

## 第7 改正法の経過措置等

改正法の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。

## 第8 地域の自主性及び自立性を高めるための改革関連の介護保険法及び老人福祉法の改正

### 一 介護保険法の一部改正

※ 条例の制定が必要となる改正事項（1から3まで）については、平成24年4月1日から1年を超えない期間内において、条例が制定施行されるまでの間は、厚生労働省令で定める基準を、当該条例で定める基準とみなす旨の経過措置が置かれている。

#### 1 申請者の法人格の有無に係る基準の条例委任《改正法により改正》

(1) 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準を、条例（制定主体は指定権者）に委任すること。条例については、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。こと。（法第70条第2項第1号及び第3項、第78条の2第4項第1号及び第5項、第115条の2第2項第1号及び第3項並びに第115条の12第2項第1号及び第3項関係）

##### ア省略

イ指定地域密着型サービス事業者の指定の欠格事由として定める者を市町村が条例で定めるに当たって従うべき基準は、申請者が法人であることとすること。（施行規則第131条の10の2関係）

##### ウ省略

エ指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の欠格事由として定める者を市町村

が条例で定めるに当たって従うべき基準は、申請者が法人であることとすること。（施行規則第140条の27の2関係）

2 事業者及び施設の指定基準の条例委任《地域の自主性及び自立性を高めるための改革整備法により改正》

(1) 指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス、基準該当居宅サービス及び基準該当介護予防サービスの人員基準及び設備・運営に関する基準を条例（制定主体は指定権者）に委任すること。

条例を定めるに当たっては、アからエまでの事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、オについては厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌して定めるものとする。こと。（法第42条第1項及び第2項、第54条第1項及び第2項、第74条第1項から第3項まで、第78条の4第1項から第3項まで、第115条の4第1項から第3項まで並びに第115条の14第1項から第3項まで関係）

ア 指定居宅サービス等に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

イ 指定居宅サービス等の事業に係る居室、療養室及び病室の床面積

ウ 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員

エ 指定居宅サービス等の事業の運営に関する事項であって、利用又は入所する要介護者等のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるものオ 指定居宅サービス等の事業（ウに規定する事業を除く。）に係る利用定員

(2) 省略

3 指定介護老人福祉施設等の入所定員に係る基準の条例委任《改正法により改正》

(1) 指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を、29人以下であって市町村の条例で定める数とすること。（法第78条の2第1項関係）

(2) 省略

4 省略

5 省略

二 老人福祉法の一部改正

※1については、平成24年4月1日から1年を超えない期間内において、条例が制定施行されるまでの間は、厚生労働省令で定める基準は、当該条例で定める基準とみなす旨の経過措置が置かれている。

1 省略

(1) 省略

(2) 「参酌すべき基準」とされている特別養護老人ホーム及び地域密着型特別養護老人ホームの居室定員について、「4人以下」を「1人」に改めること。（特別養護老人ホ

ームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第11条第4項第1号イ、第55条第4項第1号イ関係）

2～3省略